

# Flash Report



ラッセル・インベストメント世界環境テクノロジー・ファンド

## 第 23 期決算のご報告

2019 年 9 月 10 日発行

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「ラッセル・インベストメント世界環境テクノロジー・ファンド」(以下「当ファンド」といいます。)は 2019 年 9 月 10 日に決算を行いました。つきましては、分配金について、下記のとおりご報告申し上げます。

決算期	決算日	分配金
第 23 期	2019 年 9 月 10 日	0 円

※分配金実績は、将来の分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。

今期は分配を行わないこといたしました。分配金に充当しなかった収益につきましては、信託財産内に留保し、その全額を当ファンドの運用の基本方針に基づいて引き続き運用いたします。

弊社では、引き続き皆様のご期待に添う運用成果をあげるべく努力してまいる所存でございます。今後とも、一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

以上

※この資料の最終頁に重要な注意事項を記載しておりますので、必ず、ご確認ください。

### ラッセル・インベストメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第196号

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

TEL:0120-055-887(フリーダイヤル)(受付時間:営業日の午前9時~午後5時) <https://www.russellinvestments.com/jp/>

## ◎当ファンドの投資リスク

※詳しくは「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

当ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きや為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、当ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク	株価は国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受けます。一般に、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。
株式の発行会社の信用リスク	株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれに関する外部評価の変化等により、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因になり、また投資方針に沿った運用ができない可能性があります。
流動性リスク	当ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入株式を売却することで換金代金の手当てを行いますが、市場規模や市況動向によっては当該売却が市場実勢を下げ、期待される価格で売却できない可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。
市場動向と乖離するリスク	設定時、償還時、大量設定・解約時、市況の大きな変動時などにおいて、当ファンドの基準価額の変動が、市場の変動と大きく乖離する可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## ◎換金等に際しての留意点

- 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情等があると委託会社が判断したときは、当ファンドの購入・換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
- 換金のお申込みの受付が中止された場合には、投資者は当該受付中止以前に行なった当日の換金のお申込みを撤回できます。ただし、投資者がその換金のお申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金のお申込みを受付けたものとして取扱います。
- 当ファンドの資金管理を円滑に行なうために、大口の換金について、当ファンドの純資産総額や市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、換金の金額に制限を設ける場合があります。

## ◎その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 分配金に関する留意点  
分配金は、預貯金の利息と異なり、当ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額が下落します。  
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。  
投資者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## ファンドの費用

### ■投資者が直接的に負担する費用

#### ● 購入時手数料

申込金額に下記の手数料率を乗じて得た額とします。

申込金額：

(購入申込受付日の翌営業日の基準価額/1万口) × 申込口数

購入時の申込金額	手数料率(税込)
1,000 万円未満	3.24%*
1,000 万円以上 5 億円未満	2.16%*
5 億円以上 10 億円未満	1.08%*
10 億円以上	0.54%*

\* 消費税率が10%になった場合は、それぞれ3.30%、2.20%、1.10%、0.55%となります。

#### ● 換金時手数料／ありません。

#### ● 信託財産留保額／ありません。

※当ファンドの購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

### ■投資者が信託財産で間接的に負担する費用

#### ● 運用管理費用(信託報酬)

運用管理費用(信託報酬)は、日々の純資産総額に対して年率2.052%\*(税抜1.90%)を乗じて得た額とします。

\* 消費税率が10%になった場合は、年率2.09%となります。

※ 運用の指図にかかる権限の委託をしている各外部委託先運用会社への報酬額は、委託会社と当該各外部委託先運用会社との間で別途定められ、委託会社が受けける報酬から支払われます。

#### ● 諸費用

監査費用、目論見書の作成費用、運用報告書の作成費用等について、純資産総額に対して年率0.108%\*(税抜0.1%)を上限として、当ファンドから支払われます。

\* 消費税率が10%になった場合は、年率0.11%となります。

#### ● その他の費用・手数料

組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等が、当ファンドから支払われます。

※ これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

※当ファンドの費用(手数料等)の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## お申込みメモ

#### ● 購入単位

販売会社が定める単位

※詳細は販売会社にお問い合わせください。

#### ● 購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額

#### ● 換金単位

販売会社が定める単位

※詳細は販売会社にお問い合わせください。

#### ● 換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額

#### ● 購入・換金

購入・換金のお申込みの受付は、午後3時までとさせていただきます。この時刻を過ぎてのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかの休業日に該当する場合には、販売会社の営業日であっても購入・換金のお申込みの受付は行いません。

※申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

#### ● 信託期間

無期限(2008年5月1日設定)

※ 純資産総額が100億円を下回ることとなった場合等には、繰上償還となる場合があります。

#### ● 決算日

毎年3月10日および9月10日(休業日の場合は翌営業日)

#### ● 収益分配

毎決算時に分配方針に基づいて分配を行います。ただし、分配の有無および分配金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。

当ファンドには「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。「分配金再投資コース」を選択した場合、分配金は、税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。詳細は販売会社にお問い合わせください。

#### ● 課税関係

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

## 販売会社/委託会社

#### ● 販売会社



Daiwa Securities

商号等： 大和証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号

加入協会： 日本証券業協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人金融先物取引業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会

#### ● 委託会社



商号等： ラッセル・インベストメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第196号

加入協会： 一般社団法人投資信託協会

一般社団法人日本投資顧問業協会

---

## ◎重要な注意事項

- Copyright©2019. Russell Investments. All rights reserved.
- 当資料中「ラッセル・インベストメント」は、ラッセル・インベストメント グループの会社の総称です。
- ラッセル・インベストメントの所有権は、過半数持分所有者のTAアソシエーツおよび少数持分所有者のレバレンス・キャピタル・パートナーズとラッセル・インベストメントの経営陣から構成されています。
- フランク・ラッセル・カンパニーは、当資料におけるラッセルの商標およびラッセルの商標に関連するすべての商標権の所有者で、ラッセル・インベストメント グループの会社がフランク・ラッセル・カンパニーからライセンスを受けて使用しています。ラッセル・インベストメント グループの会社は、フランク・ラッセル・カンパニーまたは「FTSE RUSSELL」ブランド傘下の法人と資本的関係を有しません。
- 当資料は、収益分配金に関する情報の提供を目的として、ラッセル・インベストメント株式会社が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料は、当社が信頼できると判断した情報に基づき作成しておりますが、その情報の正確性や完全性についてこれを保証するものではありません。
- 当資料の中で掲載されている内容は作成基準日現在のものであり、将来の投資成果や市況動向等を保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。
- 当ファンドは、預金、保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 金融商品取引業者(従来の証券会社)以外の登録金融機関でご購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 当ファンドは、主に株式など値動きのある証券に投資しますので、組入株式等の価格の下落ならびにそれらの発行会社の財務状況の悪化等の影響により、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、これらに加え外貨建資産を投資対象としますので、為替の変動により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。
- 当ファンドの購入のお申込みにあたっては、必ず最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」を販売会社でお受け取りになり、内容をご確認の上、ご自身でご判断下さい。
- 法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。